

◆社会教育法 抜粋

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

第三章 社会教育関係団体

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるもの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

◆寒川町社会教育委員条例(昭和 34 年 12 月 19 日条例第 14 号)

(設置)

第 1 条 本町は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 15 条第 1 項の規定により社会教育委員(以下「社教委員」という。)を置く。

(委嘱の基準)

第 2 条 社教委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から委嘱することとする。

(定数)

第 3 条 社教委員の定数は、10 人とし、1 人を町民(家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者に限る。)から公募するものとする。

(任期)

第 4 条 社教委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、任期中においても特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。

3 社教委員は、再任されることができる。

(委任)

第 5 条 この条例について必要な事項は、教育委員会がこれを定める。

◆寒川町社会教育委員会議規則(昭和 60 年 4 月 23 日教育委員会規則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寒川町社会教育委員条例(昭和 34 年寒川町条例第 14 号)第 5 条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)の会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第 2 条 委員の会議(以下「会議」という。)は、委員の互選により議長及び副議長各 1 人を置く。

2 議長及び副議長の任期は、2 年とする。ただし、再選することができる。

3 議長は、委員を代表し、議事その他の職務にあたる。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第 3 条 会議は、必要に応じて議長がこれを招集する。

(定足数及び表決)

第 4 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 会議に、必要に応じて、部会を置くことができる。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。